

短期入所生活介護・重要事項説明書

＜平成29年4月1日現在＞

1. 提供するサービスについての相談窓口

電話：042-622-0119

担当：福祉係 山本武志（生活相談員）青木正憲（介護支援専門員）

* 原則として、祝日を除く月曜から金曜の8時30分～17時15分まで勤務しております。ご不明な点は、なんでもおたずねください。

* 担当不在の際には、他の職員がうけたまわります。

2. 長寿園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	長寿園
所在地	東京都八王子市叶谷町1133番地
介護保険指定番号	短期入所生活介護事業所（東京都 第1372900371号）

(2) 職員体制

職 種	常勤	非常勤	合計	資 格 な ど
施設長	1	—	1	
医師	—	3	3	内科・外科、精神科、皮膚科（嘱託）
生活相談員（福祉係）	1	—	1	介護支援専門員、介護福祉士
介護職員	26	6	32	介護福祉士24名。社会福祉士1名。ホームヘルパー1～2級19名。介護支援専門員4名。
看護職員	4	3	7	看護師3名。准看護師4名。
管理栄養士	1	—	1	管理栄養士
機能訓練指導員	1	—	1	柔道整復師
介護支援専門員（福祉係）	1	—	1	介護支援専門員、介護福祉士
事務員	2	1	3	
調理員	2	5	7	調理師3名。

(3) 設備の概要

定員		80名	静養室	1室2床(2階)
居室	4人部屋	20室 (36㎡が7室) (32㎡が13室)	介護職員室	2階3階に各1室
			医務室	1室(2階)
	短期入所生活介護専用2人部屋	1室(18㎡)	食堂	1階に1室 2階3階に各1室 (談話コーナー兼用)
浴室	一般浴室	1室(1階)	リハビリ室	1室(2階)
	特浴室	2階3階に 各1室	作業訓練室	1室(1階)
談話コーナー			2階3階に各1室 (食堂兼用)	

2. サービス内容

①食事

- ・お食事は、日常生活における最大の楽しみの一つであり、また、健康維持の上からも特に重要なサービスの一つとして、十分に検討の上実施いたします。
- ・お食事の種類…おひとりおひとりの状態にあったお食事を提供します。

主食	普通、全粥、八分粥、五分粥、経腸栄養剤
副食	普通、きざみ、極きざみ、ソフト食、ミキサー、ペースト、流動食、ゼリー食、

- ・お食事の時間

朝食	8:00~
昼食	12:00~
夕食	18:00~

- ・行事食

夏のそうめん流し、敬老の日の記念昼食会など、季節に彩りを添える行事食を提供いたします。

②入浴

- ・一般浴（立ち上がりかほぼ可能な方対象）と特浴（それ以外の方対象）があります。
- ・体調不良などで入浴できない場合は、清拭を行います。

種類	回数	時間
一般浴	週2回	月曜、木曜の原則として午後
特浴	週2回	火曜、金曜の午前または午後

③介護

- ・介護職員を中心として、おひとりおひとりの心身の状態に応じ、より自立した日常生活を営むことができるよう、排泄、食事介助、離床移乗、着替え、整容などの、さまざまなサービスを提供いたします。

介護職員日勤者数	8～12名
介護職員夜勤者数	4名

・排泄

おひとりおひとりの心身の状況に応じて、プライバシーを尊重しながら、適切な方法により排泄の自立に向けてのサービスを提供いたします。

おむつ定時交換時刻	4：00	9：00
	14：30	20：00
上記のほか、個々の状況に応じて、随時交換を行います。		

・特定の医療行為

たんの吸引について、登録特定行為事業者として登録を行い、定められた講義・演習を修了した介護職員が、医師、看護職員の指示・指導と連携のもと実施いたします。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員（柔道整復師）を中心として、医師の指導、介護職員と看護職員の協力のもと、関節可動域訓練、歩行・立位訓練などを行うことができます。
- ・各種創作作業は、第2第4水曜日に実施し、趣味活動を通じて日常生活動作などの回復と維持に努めます。

⑤生活相談

次のような内容でご相談に応じております。福祉係（生活相談員）に何なりとお申し出ください。

- ・介護保険及び医療、福祉、年金等各種制度の紹介、説明
- ・経済的な課題（利用費用の問題など）
- ・生活上の課題
- ・その他

⑥健康管理

・看護職員は、原則として、月曜から日曜（祝日を含む）に日勤で勤務しており、ご利用者の健康管理、処方薬の管理などをいたします。さらにご利用者の重度化に対応するため、嘱託医と連携を密にし、365日、24時間オンコール体制を確保しながらサービスを提供いたします。

ただし、夜間など看護職員不在の際の救急対応につきましては、看護職員と連絡体制を確保しながら、介護職員がサービスを提供いたします。

・非常勤の嘱託医が次のように来園しますが、原則としては、ご利用者の主治医の指示による健康管理をさせていただきます。特にご希望がある場合や、緊急やむを得ない場合は、嘱託医に受診することができます。

医師名	医療機関名	診療科目	来園日
高山 宏夫	高山外科眼科医院	外科、内科、	水曜
久 朝子	恩方病院	精神科	月曜（月2回）
野下 秋恵	野下皮膚科	皮膚科	第4木曜

⑦理美容サービス

・理容師が来園し、理容サービスを実施いたします。料金は1回1,000円です。

⑧所持品保管

・居室に備えてある、作り戸棚や飾り戸棚、床頭台などをご利用ください。

⑨レクリエーション

・各種レクリエーション活動を行います。ご家族の方もどうぞご参加ください

い。なお、行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。

行 事 名	定例実施日	内 容
誕生会	第3水曜	演芸等。 八王子隣保館保育園との交流
ホーム喫茶	第4木曜	ご希望による飲食
ショッピング (園外散歩)	第1第2第3木曜	地域スーパーや近隣の公園にて買物や散歩を実施
カラオケクラブ	第1第3月曜	
老人クラブ	第1水曜	地域交流
夕涼み会	8月	
運動会	年度毎に検討	八王子隣保館保育園との交流
風船バレーボール大会	年度毎に検討	八王子施設長会主催行事

・次のようにクラブ活動を実施いたします。

クラブ名	定例実施日
生花クラブ	第2第4月曜
詩吟クラブ	第2第4水曜
民謡クラブ	第1第3土曜

3. 利用料金

(1) 介護保険法が定める法定料金（基本サービス料金）

(概算・1割負担の場合)

介護度	1日あたりの 利用料金 (介護報酬額)	介護保険適用時 の1日あたりの 自己負担分
要介護1	7,526円	753円
要介護2	8,317円	832円
要介護3	9,108円	911円
要介護4	9,898円	990円
要介護5	10,656円	1,066円

(概算・2割負担の場合)

介護度	1日あたりの 利用料金 (介護報酬額)	介護保険適用時 の1日あたりの 自己負担分
要介護1	7,526円	1,506円
要介護2	8,317円	1,664円
要介護3	9,108円	1,822円
要介護4	9,898円	1,980円
要介護5	10,656円	2,132円

- 基本サービス料金は、基本サービス費、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ、夜勤職員配置加算、機能訓練指導体制、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の合算です。

項 目	内 容
基本サービス費	ご利用者：介護職員、看護職員の割合が、3：1となっております。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が60%以上の体制となっております。
夜勤職員配置加算	夜勤職員が最低基準を一以上上回っている場合に加算いたします。
機能訓練指導体制	基準を満たした人員配置による機能訓練を実施しております。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）（Ⅴ）	<p>介護職員の賃金改善に関する計画の策定、賃金改善の実施、介護職員処遇改善計画の介護職員への周知と東京都への届出、東京都への実績報告等、適合する基準の度合いにより算定いたします。</p> <p>（Ⅰ）の加算額は、【介護報酬総単位数×サービス別加算率（5.9%）（1単位未満四捨五入）】×1単位の単価（10.83）となります。</p> <p>（Ⅱ）の加算額は、【介護報酬総単位数×サービス別加算率（3.3%）（1単位未満四捨五入）×90/100】×1単位の単価（10.83）となります。</p> <p>（Ⅲ）の加算額は、【介護報酬総単位数×サービス別加算率（3.3%）（1単位未満四捨五入）×90/100】×1単位の単価（10.83）となります。</p> <p>利用者負担額（1割）は、【上記額-（上記額×0.9）（1円未満切り捨て）】となります。</p> <p>（Ⅳ）の加算額は、【介護報酬総単位数×サービス別加算率（3.3%）（1単位未満四捨五入）×80/100】×1単位の単価（10.83）となります。利用者負担額（1割）は、【上記額-（上記額×0.9）（1円未満切り捨て）】となります。</p> <p>（Ⅴ）の加算額は、【介護報酬総単位数×サービス別加算率（3.3%）（1単位未満四捨五入）×80/100】×1単位の単価（10.83）となります。</p> <p>利用者負担額（1割）は、【上記額-（上記額×0.9）（1円未満切り捨て）】となります。</p>

- その他、下表のような介護保険給付の取扱いをいたします。

項 目	自己負担額	内 容
送 迎 加 算	1回あたり 約 197 円	利用者の心身の状態、家族の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行う場合（片道）。
療 養 食 加 算	1日あたり 約 25 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ・ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事が提供されていること。 ・ 医師の発行する食事せんに基づき提供されていること。
看 護 体 制 加 算（Ⅱ）	1日あたり 約 9 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員を常勤換算方式で入所者数が25又はその端数を増す毎に1名以上配置していること。 ・ 当該事業所の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。
認 知 症 行 動 ・ 心 理 症 状 緊 急 対 応 加 算	1日あたり 約 214 円	認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者であること。 ※利用開始日から起算して7日を限度として算定可。
若 年 性 認 知 症 利 用 者 受 入 加 算	1日あたり 約 129 円	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めていること。 ※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定不可。
緊 急 短 期 入 所 受 入 加 算	1日あたり 約 97 円	緊急短期入所体制確保加算を算定し、かつ、一定の要件を満たしながら緊急用空床を利用した場合に加算いたします。
在 宅 中 重 度 者 受 入 加 算	1日あたり 約 442～ 454 円	ショートステイ利用中、日頃ご利用されている訪問看護事業所が健康上の管理を行った場合に加算いたします。
サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算（Ⅰ）ロ	1日あたり 約 13 円	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が50%以上。
サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算（Ⅱ）	1日あたり 約 7 円	看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上。
サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算（Ⅲ）	1日あたり 約 7 円	看護・介護職員等のうち、3年以上の勤続年数のある者が30%以上。

<p>個別機能訓練加算</p>	<p>1日あたり 約60円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等を1名以上配置していること。 ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成していること。 ・個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ・機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、計画的に利用している者に対しては、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。
<p>医療連携強化加算</p>	<p>1日あたり 約62円</p>	<p><事業所要件> 以下のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 看護体制加算(Ⅱ)を算定していること。 ロ 急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。 ハ 主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。 ニ 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。 <p>利用者要件 以下のいずれかの状態であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 喀痰吸引を実施している状態。 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態。 ハ 中心静脈注射を実施している状態。 ニ 人工腎臓を実施している状態。 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態。 ヘ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態。 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態。 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態。 リ 気管切開が行われている状態。

(2) 所定料金

(介護保険法で、基本サービスとは別にご利用者が自己負担することとされ、事業所ごとにご利用者との契約に基づくとされているもの)

①食費(食材料費及び調理に係る費用相当)

1日あたり 1,380円

(内訳 朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円)

②滞在費(多床室・光熱水費相当)

1日あたり 840円

※食事代と滞在費については、減免措置の制度があります。(下表参照)

利用者負担段階	対 象	食費 (1日)	居住費 (1日)
第1段階	生活保護受給者	300円	0円
	老齢福祉年金受給者		
第2段階	世帯全員が 住民税 非課税 課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円以下の 方	390円	370円
第3段階	利用者負担額第2段階以外 の方(課税年金収入が80万 円超の方など)	650円	370円

③個別サービス利用料金

項 目	料 金
理髪代	1回 1,000円
髭剃り代(理髪師による)	1回 1,000円
生花クラブ材料費	1回 500円
ホーム喫茶代	実費
文書コピー代	1枚 10円
写真代	1枚 30円

- その他個別でご希望されたサービスについては、実費をいただきます。

(3) 利用料金の減免措置制度

① 高額介護サービス費の支給

1ヶ月の介護サービスの1割負担の合計額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

利用者負担段階	対 象	上限額
第1段階	生活保護受給者	個人で 15,000 円
	老齢福祉年金受給者	個人で 15,000 円
第2段階	世帯全員が 住民税 非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方
第3段階		利用者負担額第2段階以外の方（課税年金収入が 80 万円超 266 万円未満の方など）
第4段階	世帯内のどなたかが住民税を課税されている場合（課税所得 145 万円未満の方など）	世帯で 37,200 円
第5段階	現役並み所得に相当する方がいる世帯の場合（課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の方がいる場合などに対象）	世帯で 44,400 円

②その他

次のような負担軽減制度があります。詳しくは、保険者または施設窓口にお問い合わせください。

- ・ 高齢夫婦世帯等の滞在費・食費の軽減（第4段階の方）
- ・ 利用料を支払った場合に、生活保護の適用となる方の負担軽減

4. 短期入所生活介護利用の中止

（1）利用開始予定日以前の中止

入所前にご利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
入所日の前日午後5時までにご連絡いただかなかった場合	1日分の介護報酬額の50%まで

（2）利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・ ご利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他のご利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、必要な場合には、速やかに主治医に連絡を取るなど、必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

(3) 感染症など発生の場合

施設内でインフルエンザなどの感染症が流行している状況がある場合、ご相談のうえ、当施設の利用を中止させていただく場合があります。その際には、介護支援専門員などと連携し、他施設のご紹介をするなど、短期入所生活介護ご利用に支障が生じないように、配慮いたします。

5. 支払方法

- ・毎回、短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡しいたしますので、30日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。
- ・お支払方法は、銀行振込、現金支払のいずれかとなります。

6. サービスご利用の方法

(1) サービスの利用申し込み

- ・お電話等でお申し込み下さい。
- ・ご利用期間決定後、契約を結びます。なお、ご利用の予約は6ヶ月前からできます。
- ・居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービス利用契約の終了

①ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援と認定された場合
- ・被保険者資格を喪失した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

③その他

次の場合、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、予約は無効となります。

- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合。
- ・ご利用者が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの不当行為を行った場合。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合。

7. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

より安心して利用できる施設を目標に、その根底となり基本となる各種サービスの質の向上を目指し、一層努力いたします。

(2) サービス利用のために、下表のような体制をとっております。

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有り	24時間ローテーション勤務の男性職員10名
従業員への研修の実施	有り	外部研修への積極的参加 施設内研修を実施 研修委員会にて研修事項の検討
サービスマニュアルの作成	有り	
身体的拘束	原則禁止	危険回避の場合、家族の承諾を得る

(3) 施設利用に当たっての留意事項

①面会

- ・曜日などの制約はありません。いつでもご面会できます。ただし、午後9時以降はご遠慮下さい。
- ・玄関脇の面会カードにご記名の上、介護職員室横のポストに入れてください。介護職員にお声をおかけ下さい。
- ・食べ物をお持ち込みになる際には、ご面倒でも職員にお申し出ください。
- ・できるだけ多くのご面会をお願いいたします。

②外出、外泊

- ・原則として、ご家族の方のお付き添いにより、自由です。
- ・必要な介護用品などのお貸し出しなど、ご相談に応じます。
- ・食事などの用意の関係上、前日までにお申し出ください。
- ・ご利用者の健康状態などにより、「見合わせたほうが良いのでは。」というようなアドバイスをさせていただく場合があります。

③飲酒、喫煙

- ・飲酒…ご利用者の良識にお任せします。お酒を飲んで他の利用者等に迷惑をかけるような言動には、十分注意して下さい。なお、そのようなことがあった場合、健康状態の観点から問題がある場合、他のご利用者への影響が心配される場合などがあれば、ご利用の継続についてご相談させていただくことがあります。
- ・喫煙…所定の灰皿のある場所をお願いいたします。ただし健康状態の観点から問題がある場合、他のご利用者への影響が心配される場合などの時には、ご利用の継続についてご相談させていただくことがあります。

④設備、器具の利用

- ・ご希望があれば、お申し出ください。ご相談いたします。

⑤金銭、貴重品の管理

- ・当施設で管理することもできますので、ご相談ください。
- ・ご自身で管理される方には、居室ロッカーに南京錠をとりつけ、鍵をお預けしますので、ご利用ください。ご自身の責任において、管理をお願いいたします。

⑥所持品の持ち込み

- ・必要な衣類、洗面用具、バレーシューズまたはリハビリシューズなどの持参についてはご相談ください。
- ・食器、寝具類は、基本的には必要ありません。
- ・ご持参の衣類については、油性のマジックペンにて、すべてにお名前をご記入下さい。黒、紺系統の衣類には、お手数でも白い布地を縫い付けて、その上にお名前をご記入下さい。
- ・貴重品や、生活上なじみのあるもの、容積の大きいものなどについてのお持ち込みは、ご相談下さい。
- ・ナイフ、はさみ類は、お持ち込みにならないよう、お願いいたします。なお、介護職員室に常備しておりますので、お申し出ください。

⑦宗教活動

- ・個人の信仰は自由ですが、他人に影響を及ぼすような活動は禁止いたします。

⑧ペットの持ち込み

- ・団体生活の中で個々人の嗜好、趣味が共通でないこと等から、禁止させていただきます。

8. 緊急時の対応方法

- ・ご利用者に容体の変化、急変等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

<緊急連絡先>

お名前	様（続柄： ）		
住所			
電話番号	ご自宅	—	— (FAX 有・無)
	連絡先（勤務先等）	—	—
	携帯電話	—	—

<主治医>

病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

9. 非常災害対策

・災害時の対応

連絡網により可能な限り職員を招集します。

非常用備蓄食品3日分を常時保有します。

ご家族に速やかにご連絡いたします。

・防災設備

全館スプリンクラー、火災報知器、非常用放送設備、非常用自家発電施設などが備わっております。また、園内各所に消火器を備え付けております。

・防災訓練

月1回、消火訓練、避難誘導訓練、地震訓練などの防災訓練を実施いたします。

・防火管理者…小野真吾

10. サービス内容に関する相談、苦情

①相談、苦情担当：山本武志（生活相談員）

電話：042-622-0119

②その他

相談窓口	連絡先
八王子市福祉部高齢者福祉課	042-620-7420
東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会	03-3268-1148
東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0177

1.1. 当法人の概要

法人種別・名称 社会福祉法人 東京都福祉事業協会
代表者役職・氏名 理事長 西沢英雄
本部所在地・電話 東京都北区王子2-19-21
03-3911-3679

施設、拠点等

介護老人福祉施設	2ヶ所（当施設含む）
短期入所生活介護事業所	2ヶ所（当施設含む）
地域包括支援センター	2ヶ所
指定居宅介護支援事業所	3ヶ所
老人デイサービスセンター	3ヶ所
保育所	7ヶ所
母子生活支援施設	3ヶ所
学童クラブ	1ヶ所

短期入所生活介護の提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

平成 年 月 日

事業者

東京都八王子市叶谷町 1 1 3 3 番地

社会福祉法人 東京都福祉事業協会

長 寿 園

園 長 中 村 欣 三 印

説明者 所属

氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

平成 年 月 日

(利用者)

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印